

平成 19 年 10 月 30 日

道州における税財政制度に関するプロジェクトチームの検討状況について

1 構成県

宮城県、東京都、富山県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、広島県、香川県、徳島県、佐賀県（座長）

2 開催状況

平成 19 年 3 月 8 日 幹事会（PT 会議を幹事会に変更）

平成 19 年 6 月 4 日 PT 会議

平成 19 年 8 月 28 日 幹事会（PT 会議を幹事会に変更）

平成 19 年 10 月 12 日 幹事会

平成 19 年 10 月 30 日 PT 会議

3 概 要

道州制における税財政制度については、どのような道州制を前提とするかによって、その内容が変わってくることから、検討を行うに当たっては、前提とする道州制の姿を仮置きする必要がある。

国と地方の役割分担をはじめとする道州制の基本的な制度設計に関わる事項については、道州制特別委員会本体や道州の組織・自治権に関するプロジェクトチームで検討されるべきものであるが、これと並行して税財政制度の検討を進めていることから、別添の税財政 PT 会議資料（検討資料 1）の考え方にに基づき、佐賀県で、2つのタイプの道州制の制度設計（仮置き）を作成し、それを議論の素材として、道州制における税財政制度についての議論を行っている。

具体的には、国と地方の役割分担に応じた自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築するという観点から、

地方の役割に見合った地方税収を確保するとともに、自立性が高く偏在性の少ない地方税体系を構築するため、国と地方の税源配分を抜本的に見直し、国から地方への大幅な税源移譲を行うこと。

国から地方への税源移譲とそれに伴う税源の偏在是正は不可分であり、道州制においても、地方自治体の歳入を一定程度均等化するための財政調整が不可欠であることから、地方自治体間の人口、人口規模、面積などの違いを考慮して自治体間の公平性を確保するための新たな財政調整システムを構築すること。

について、議論を行っている。

この中では、特に、国による垂直的財政調整の取扱いや財源保障のあり方について、議論があるところであり、

- ・ 国による垂直的財政調整を行わないという考え方と、国による垂直的財政調整が必要ではないかという考え方
- ・ 各道州の人口1人当たり税収額の格差をなくすことを基本に人口規模や面積などを勘案して調整を行うことにより一定の税収額を保障するという考え方と、個別の財政需要を勘案すべきであるという考え方

がある。

この点については、地方自治体の財政的自立性をどこまで追求すべきか、財源保障のレベルをどの程度のものにすべきかといった観点から、更に議論を深めていくこととしている。

4 参考資料（10月30日 第2回税財政PT 検討資料）

検討資料1 検討の前提とする道州制の基本的な考え方及び税財政制度の検討の方向性について

検討資料2 行政制度のアウトライン

検討資料3 税財政制度のイメージ